

寒川町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月28日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 25 号

寒川町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

寒川町町税条例の一部を改正する条例(平成 27 年寒川町条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項第 1 号の改正規定中「個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(個人番号又は」を「法人番号(」に改める。

第 22 条第 1 項第 1 号の改正規定中「及び個人番号」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)」を加える。

第 36 条第 2 項の改正規定中「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。